

**16～49歳の方の**

**当日キャンセル待ち協力隊 登録**を始めます

問合せ 羽村市コロナワクチンコールセンター ☎ 0570-030207  
電話受付…午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）



登録は  
市公式サイトから！

羽村市キャンセル待ち協力隊 検索

ワクチン接種の予約をまだ受け付けていない16～49歳の方を対象にした「新型コロナワクチン当日キャンセル待ち協力隊」の登録者を募集します。当日キャンセルなどによるワクチンの無駄を防ぐために協力していただくものです。

**協力隊に登録できる方**

- 次のすべてに当てはまる方
- ①令和3年9月1日現在満16歳以上で、昭和47年4月2日以降に生まれた方
  - ②新型コロナワクチン接種を1回も受けていない方
  - ③下記の「キャンセル待ち接種の手順」に沿って待機できる方
- ※キャンセル待ちで接種できるのは9月中旬以降の予定です。

**登録方法**

- 募集期間 8月16日(月)～31日(火)午後5時
- 登録方法 募集期間内に、市公式サイトでの登録フォームから登録してください。
- ※電話や窓口で登録することはできません。

**順番の決定方法**

- 募集期間内に登録した方の中から、電子システムで無作為に順番を決定します。
- ※順番は、9月7日(火)に接種券番号とともに市公式サイトに掲載します（氏名は掲載しません）。

**キャンセル待ち接種の手順**

- ①毎日数人の協力隊登録者に連絡し、その日に来場可能な方に午後4時～4時30分（夜間登録している方は午後8時30分～9時）に接種会場で待機していただきます（連絡は、原則午前中にします）。
- ②その日に余ったワクチン数に応じて接種します。
- ③3週間後の同じ曜日、同じ時刻に2回目の接種を受けてください。すでに通常予約をしていた場合は、キャンセル待ち接種を優先し、通常予約は取り消されます。

**注意してください**

- ※ワクチンの余剰数はその日の終了時刻（午後4時30分、夜間の場合は午後8時30分）間際にならないと分かりません。ワクチンが余らなかった場合は、待機していても接種を受けられないことがあります。その点を了承の上、登録してください。
- ※当日電話に出られなかった場合や、都合が合わない場合は次の順番の方に連絡します。折り返し連絡をいただいても、案内できない場合があります。その場合、登録の順番はそのまま翌日以降にまた連絡します。
- ※この取組みは、状況により予告なく終了する場合があります。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期、中止になる場合があります。最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

**ワクチン接種会場への送迎シャトルバスの  
運行は8月31日(火)で終了します**

ワクチン接種に車で来場する場合は、  
**スポーツセンター第3駐車場** を利用してください

ワクチン接種会場（スポーツセンター）まで運行していた「コロナワクチン接種送迎シャトルバス」は8月31日(火)で終了します。



スポーツセンター第3駐車場が  
ワクチン接種優先駐車場として  
使用できます

第3駐車場はスポーツセンター建物裏側（線路沿い）で、ワクチン会場に直結しています。  
ここが満車となった場合は、市役所の駐車場を利用してください。



**新型コロナウイルス感染症に伴う支援策  
生産性革命の実現に向けた  
固定資産税の特例措置**

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けながらも、新規設備投資を行う中小事業者などを支援するため、「先端設備等導入計画」に従って取得し、市の認定を受けた資産については、課税標準額を3年間ゼロとします。

**対象資産**

- 構築物、機械装置、器具備品などの償却資産
  - 事業用家屋
  - 事業用家屋は、設備の取得価額合計が300万円以上の設備とともに導入されたもの
  - 構築物、機械設備、器具備品、事業用家屋ともに、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- 適用期間 令和6年度まで
- 申告期間 令和3年中の取得分は、令和4年1月末までに申告してください。

※詳しくは、中小企業庁ウェブサイトを確認してください。  
※そのほかの特例については、問い合わせてください。

問合せ 課税課資産税係 ☎ 157



▲中小企業庁ウェブサイト

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。